（都市再生歩行者経路協定の認可等の公告）

第八条の四　第八条の二の規定は、法第四十五条の四第三項（法第四十五条の五第二項、第四十五条の六第四項、第四十五条の八第四項又は第四十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十条中「第四十六条第二項第六号」を「第四十六条第二項第七号」に改める。

第十一条第二号中「の二分の一以上を出資している株式会社」を「、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人」に改める。

第十三条中「第四十六条第十二項後段（同条第十三項」を「第四十六条第十三項後段（同条第十四項」に改める。

第十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の交付金の額は、都市再生整備計画に基づく事業等を通じて増進が図られる次に掲げる都市機能の内容を勘案して定めるものとする。

一　地域整備方針に適合する都市機能

二　中心市街地（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地をいう。）の活性化に資する都市機能

三　歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上に資する都市機能

四　地球温暖化対策その他の環境への負荷の低減に資する都市機能

第二十七条の次に次の二条を加える。

（都市再生整備歩行者経路協定に関する準用）

第二十七条の二　第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十二条の二第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第一号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

（都市再生整備推進法人の業務として整備する施設）

第二十七条の三　法第七十四条第一項第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

附　則

この省令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。ただし、第十一条第二号の改正規定、第十六条の改正規定及び第二十七条の次に二条を加える改正規定（第二十七条の三に係る部分に限る。）は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

告　示

○公正取引委員会告示第十四号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項の規定に基づき、タイヤの表示に関する公正競争規約（昭和五十五年公正取引委員会告示第二十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

一　タイヤ公正取引協議会（会長　三野　哲治）の申請に係るタイヤの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十一年八月二十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

タイヤの製造、販売及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容

別記のとおり。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十四号タイヤの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第1条中「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第11条第1号及び第2号を次のように改める。

(1)　比較表示

ア　品質、性能、取引条件等について比較表示する場合は、客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記する。

イ　性能のうち施行規則で定める事項について数値で比較表示する場合は、施行規則で定める方法による。

ウ　試験や調査の結果の表示については、実証された事実を正確かつ適正に引用する。

(2)　数値表示

ア　品質、性能等を数値で表示する場合は、測定の方法等を付記する。

イ　試験や調査の結果の表示については、実証された事実を正確かつ適正に引用する。

第13条に次の一項を加える。

3　事業者は、第11条第1号イに規定する施行規則で定める事項に関し、同号イに規定する施行規則で定める方法以外の方法により不当にこれを表示してはならない。

第18条第1項中「若しくは第13条及び第14条の規定」を「第13条若しくは第14条の規定」に改め、同条第2項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第3項中「前2項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第20条第2項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

附　則

1　この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。

2　この規約の施行前に行ったタイヤの表示については、規約第11条第1号イ及びウ並びに同条第2号イの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○公正取引委員会告示第十五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十二条第一項の規定に基づき、削りぶしの表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第五十三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

一　全国葬館公正取引協議会（会長　豊田　國弘）の申請に係る削りぶしの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十一年八月二十五日付けで認定した。

二　公正競争規約に係る事業の種類

削りぶしの製造販売業及び輸入販売業

三　公正競争規約の変更内容

別記のとおり。

四　認定の理由

公正競争規約の一部変更の内容を検討した結果、当該公正競争規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

五　認定に対する不服申立ての方法

この認定について不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十二条第六項に定めるところにより、この告示のあった日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

なお、この処分の表示は、「平成二十一年公正取引委員会告示第十五号削りぶしの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定」である。

別記

第1条中「第12条第1項の規定に基づき、削りぶしの表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、削りぶし業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、削りぶし（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第2条第1項第1号中「パーセント」を「%」に改め、「薄片状、厚片状又は糸状に」を削り、同項第2号中「これに準ずる事業者」の下に「であって、この規約に参加するもの」を加え、同条第3項を次のように改める。

3　この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する削りぶしの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)　商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示